

司法書士事務所等への警察職員による令状なしの立入検査権限等を定めている「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第17条の削除を求めるとともに、司法書士等に「疑わしい取引の届出義務」を導入することに断固反対する決議

【決議の趣旨】

1. 市民のプライバシー権を侵害する恐れの大い「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において、司法書士を含む特定事業者の事務所等に対し、国家公安委員会の指示に基づき、警察職員が令状なしで立入検査等を行う権限を定めている第17条をただちに削除すべく、同法の改正を求める。
2. 司法書士を含む専門職能に対し「疑わしい取引の届出義務」を導入することには断固として反対する。
3. 埼玉司法書士会は、本決議の目的の達成に向けて、各地の司法書士会及び日本司法書士会連合会とも協同し、政府・国会・報道機関等に対して必要な提言等を積極的に行う。

2009年(平成21年)5月23日
埼玉司法書士会 第42回定時総会

【提案の理由】

2007年(平成19)年3月に成立した「犯罪による収益の移転防止に関する法律」では、当初検討されていた司法書士等の専門職能(いわゆる士業)に対する「疑わしい取引の届出義務」は適用除外とされたものの、本人確認記録・取引記録の作成義務、所管行政庁・国家公安委員会による強力な取締権限などの規定は残置された。これに対し、司法書士は、日本司法書士会連合会、全国青年司法書士協議会などを中心として、同法に強く反対し適用除外などを求めてきたが、何らの対応もなされないまま、昨年3月1日をもって同法は施行された。

2007年6月の日本司法書士会連合会第69回定時総会でなされた同法に反対する決議の提案理由にも示されているとおり、同法は「依頼者のプライバシー情報を含む情報」を「司法書士を通じて、大量かつ一挙に、国家公安委員会への集約を可能にするものであり、国民のプライバシー権を侵害する恐れの高め高い法律」である。

特に、同法17条は、国家公安委員会が行政庁に意見を述べる前提として、司法書士等の特定事業者に対し報告・資料の提出を要求し、都道府県警察に指示して、警察職員により施設への立入り・本人確認記録と取引記録に限定されない「帳簿書類その他の物件」の検査・関係人への質問などをさせる権限を定めており、検査の拒否・妨害・忌避に対しては同法24条により懲役刑を含む刑事罰の対象となる。これは、裁判所の令状なしに事実上の強制処分をなし得る規定であり、憲法の令状主義に違反する恐れも指摘され、従来の所管行政庁による行政取締りの権限を、事実上、国家公安委員会を頂点とする警察の管理下に置くものと危惧されている。

一方、司法書士などの専門職能は、依頼された事案について、依頼者との信頼関係を保持しながら、依頼者等のプライバシーに関する情報を含む多様な情報を取扱い、必要に応じて適切に記録・保管することを、職務上求められており、そのために、法律上のみならず職務倫理上も高度な守秘義務を負っている。にもかかわらず、同法17条に国家公安委員会・警察による事実上強制力をもつ「令状なし」での立入検査権限が定められていることは、前述の総会決議でも指摘されているとおり、「司法書士の守秘義務を害し、ひいては依頼者の利益を侵害する危険性が極めて高い」ものといわなければならない。この危険性の存在は、司法書士等の専門職能と依頼者との信頼関係に悪影響を及ぼし、専門職能において、職務遂行のために必要な依頼者等のプライバシーに関する情報を安全に記録・保管することに重大な支障をきたすことが懸念されている。

なお、昨年10月末に公表されたFATF相互審査結果では、同法において司法書士等の専門職能に対し「疑わしい取引の届出義務」が課されていない点などを指摘の上、厳しい評価がなされている。このため、司法書士が犯罪収益移転行為に関与しているとの立法事実の存在は確認できないにもかかわらず、今後、司法書士等に対しても「疑わしい取引の届出義務」の導入が検討されることが危惧される。

しかし、「疑わしい」という抽象的な要件に基づき、依頼者のプライバシーに関する情報を、本人に通知することなく届出、すなわち「密告」する義務を司法書士が負わされれば、たとえ法律上の守秘義務の例外と定められたとしても、依頼者のプライバシー権を著しく侵害し、司法書士と依頼者の信頼関係を根底から崩壊させることになる。

よって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」のうち、少なくとも、国家公安委員会・警察の強力な調査・検査権限等を規定している第17条は、ただちに削除すべく、同法の改正を求めるとともに、今後も、司法書士等に対し「疑わしい取引の届出義務」を導入することに対しては、断固として反対する。

以上